

令和2年5月

第108回丹波市議会臨時会議案書

承認議案

承認第1号

丹波市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定に係る専決処分の承認を求めることについて

丹波市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和2年5月12日提出

丹波市長 谷口 進一

専決第8号

丹波市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定の専決処分について

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（令和2年政令第69号）の施行に伴い、丹波市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を制定する必要性が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和2年3月30日専決

丹波市長 谷口 進一

丹波市条例第28号

丹波市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

丹波市消防団員等公務災害補償条例（平成16年丹波市条例第227号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第1号中「日に」を「日（以下「事故発生日」という。）に」に改め、同項第2号中「8,800円」を「8,900円」に改め、同条第3項中「死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日」を「事故発生日」に改める。

附則第3条の4第5項第2号及び第6項中「100分の5」を「事故発生日における法定利率」に改める。

附則第4条第7項中「次条第2項」を「次条第1項」に改め、同項第1号中

「次条第4項本文」を「次条第3項本文」に改め、同項第2号中「100分の5」を「事故発生日における法定利率」に改め、同条第8項中「100分の5」を「事故発生日における法定利率」に改める。

別表中「12,400円」を「12,440円」に、「13,300円」を「13,320円」に、「10,600円」を「10,670円」に、「11,500円」を「11,550円」に、「8,800円」を「8,900円」に、「9,700円」を「9,790円」に改め、同表備考中「死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によって死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によって疾病の発生が確定した日」を「事故発生日」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、附則第4条第7項の改正規定（同項第2号中「100分の5」を「事故発生日における法定利率」に改める部分を除く。）は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の丹波市消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた丹波市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下この項において「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下この項において「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

承認第 2 号

丹波市税条例等の一部を改正する条例の制定に係る専決処分の承認を求めることについて

丹波市税条例等の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和 2 年 5 月 12 日 提出

丹波市長 谷口 進一

専決第 9 号

丹波市税条例等の一部を改正する条例の制定の専決処分について

地方税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 5 号）の施行に伴い、丹波市税条例等の一部を改正する必要性が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和 2 年 3 月 31 日 専決

丹波市長 谷口 進一

丹波市条例第29号

丹波市税条例等の一部を改正する条例

（丹波市税条例の一部改正）

第 1 条 丹波市税条例（平成16年丹波市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第36条の3の2の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とする。

第36条の3の3の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項中「若しくは単身児童扶養者である者」を削り、同項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とする。

第48条第2項中「第66条の7第4項及び第10項」を「第66条の7第5項及び第11項」に改める。

第54条第2項中「登録されている」を「登録がされている」に改め、同条第4項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「これを」を削り、「課する」を「課することができる」に改め、同項に後

段として次のように加える。

この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第54条第7項中「第10条の2の12」を「第10条の2の15」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「によって」を「により」に、「第49条の2」を「第49条の3」に、「みなす」を「みなすことができる」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に、「登録されている」を「登録がされている」に、「みなす」を「みなすことができる」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

- 5 法第343条第5項に規定する探索を行ってもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合（前項に規定する場合を除く。）には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第61条第9項及び第10項中「第349条の3第12項」を「第349条の3第11項」に改める。

第61条の2の見出し及び同条第1項中「第349条の3第28項」を「第349条の3第27項」に改め、同条第2項中「第349条の3第29項」を「第349条の3第28項」に改め、同条第3項中「第349条の3第30項」を「第349条の3第29項」に改める。

第71条第2項第5号中「前項第3号」を「前項第2号」に改める。

第74条の2の次に次の1条を加える。

（現所有者の申告）

第74条の3 現所有者（法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

- 1 土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称、次号に規定する個人との関係及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所、氏名又は名称及び同号に規定する個人との関係）
- 2 土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登録又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名
- 3 その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

第75条第1項中「又は」を「若しくは」に、「によって」を「により、又は現所有者が前条の規定により」に、「においては」を「には」に改める。

第96条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項（法第469条第1項第3号又は第4号に係る部分に限る。）」に、「第16条の2の3」を「第16条の2の3第2項」に、「提出しない場合には、適用しない」を「提出している場合に限り、適用する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項（法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。）の規定は、

卸売販売業者等が、同条第1項第1号又は第2号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第98条第1項又は第2項の規定による申告書に前項（法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。）の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、施行規則第16条の2の3第1項に規定する書類を保存している場合に限り、適用する。

第98条第1項中「第96条第2項」を「第96条第3項」に改める。

第131条第6項中「第54条第6項」を「第54条第7項」に改める。

附則第8条第1項中「令和3年度」を「令和6年度」に改める。

附則第10条中「又は法附則第15条」を「又は附則第15条」に改める。

附則第10条の2第1項中「3分の1」を「2分の1」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「附則第15条第2項第6号」を「附則第15条第2項第5号」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「3分の2」を「4分の3」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「附則第15条第33項第1号イ」を「附則第15条第30項第1号イ」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「附則第15条第33項第1号ロ」を「附則第15条第30項第1号ロ」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項を削り、同条第8項中「附則第15条第33項第1号ニ」を「附則第15条第30項第1号ハ」に改め、同項を同条第6項とし、同条第9項中「附則第15条第33項第1号ホ」を「附則第15条第30項第1号ニ」に改め、同項を同条第7項とし、同条第10項中「附則第15条第33項第2号イ」を「附則第15条第30項第2号イ」に改め、同項を同条第8項とし、同条第11項中「附則第15条第33項第2号ロ」を「附則第15条第30項第2号ロ」に改め、同項を同条第9項とし、同項の次に次の1項を加える。

10 法附則第15条第30項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

附則第10条の2第12項中「附則第15条第33項第3号イ」を「附則第15条第30項第3号イ」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「附則第15条第33項第3号ロ」を「附則第15条第30項第3号ロ」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項中「附則第15条第33項第3号ハ」を「附則第15条第30項第3号ハ」に改め、同項を同条第13項とし、同条第15項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項を削り、同条第17項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第38項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第18項中「附則第15条第45項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第16項とし、同条第19項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第41項」に改め、同項を同条第17項とし、同項の次に次の1項を加える。

18 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

附則第10条の2第20項を同条第19項とする。

附則第12条中「又は法」を「又は」に改める。

附則第13条中「又は法」を「又は」に改める。

附則第15条第1項中「又は法」を「又は」に改める。

附則第17条の2第1項及び第2項中「令和2年度」を「令和5年度」に改める。

(丹波市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 丹波市税条例等の一部を改正する条例（平成31年丹波市条例第22号）の一部を次のように改正する。

附則第1条中「平成31年6月1日」を「令和元年6月1日」に改める。

附則第2条第1項中「平成31年度」を「令和元年度」に改め、同条第2項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「平成31年度分」を「令和元年度分」に改め、同条第3項中「平成32年度分」を「令和2年度分」に改め、同項の表中「平成31年6月1日」を「令和元年6月1日」に改める。

附則第3条中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

附則第4条中「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。

(丹波市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 丹波市税条例の一部を改正する条例（令和元年丹波市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち、丹波市税条例第24条第1項第2号の改正規定を削る。

附則第1条第3号を次のように改める。

(3) 削除

附則第1条第4号中「（前号に掲げる改正規定を除く。）」を削る。

附則第3条を次のように改める。

第3条 削除

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の丹波市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和元年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の2第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用する。

3 新条例第36条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和元年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第54条第4項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3 新条例第54条第5項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

- 4 新条例第74条の3の規定は、施行日以後に、同条に規定する現所有者であることを知った者について適用する。
- 5 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項及び第7項において「旧法」という。）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 6 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第33項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 7 平成28年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第40項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（丹波市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第4条 丹波市税条例等の一部を改正する条例（平成27年丹波市税条例第30号）の一部を次のように改正する。

附則第5条第2項第3号中「平成31年9月30日」を「令和元年9月30日」に改め、同条第13項中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、同条第14項の表第5項の項中「平成31年10月31日」を「令和元年10月31日」に改め、同表第6項の項中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改める。

（丹波市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第5条 丹波市税条例等の一部を改正する条例（平成28年丹波市税条例第21号）の一部を次のように改正する。

附則第1条第4号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

附則第2条の2中「31年新条例」を「元年新条例」に改める。

附則第4条第1項中「31年条例」を「元年新条例」に改め、同条第2項中「31年条例」を「元年新条例」に、「平成32年度」を「令和2年度」に、「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。

（丹波市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第6条 丹波市税条例の一部を改正する条例（平成29年丹波市税条例第18号）の一部を次のように改正する。

附則第1条第3号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

附則第2条第2項中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

（丹波市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第7条 丹波市税条例等の一部を改正する条例（平成30年丹波市税条例第32号）の一部を次のように改正する。

附則第1条第4号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、同条第5号中「平成32年4月1日」を「令和2年4月1日」に改め、同条第6号中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改め、同条第7号中「平成33年1月1日」を「令和3年1月1日」に改め、同条第8号中「平成

33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改め、同条第9号中「平成34年10月1日」を「令和4年10月1日」に改める。

附則第2条第1項中「平成31年度」を「令和元年度」に改め、同条第2項中「平成33年度」を「令和3年度」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に改める。

附則第7条中「平成31年9月30日」を「令和元年9月30日」に改める。

附則第9条第1項中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改め、同条第2項中「平成32年11月2日」を「令和2年11月2日」に改め、同条第3項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改め、同条第4項及び第5項中「32年新条例」を「2年新条例」に改める。

附則第11条第1項中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改め、同条第2項中「平成33年11月1日」を「令和3年11月1日」に改め、同条第3項中「平成34年3月31日」を「令和4年3月31日」に改め、同条第4項及び第5項中「33年新条例」を「3年新条例」に改める。

承認第3号

令和2年度丹波市一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることについて

令和2年度丹波市一般会計補正予算（第1号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和2年5月12日提出

丹波市長 谷口 進一

専決第10号

令和2年度丹波市一般会計補正予算（第1号）の専決処分について

新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、経営に支障が生じている市内中小企業者を支援するため、令和2年度丹波市一般会計補正予算（第1号）を決定する必要が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和2年4月1日専決

丹波市長 谷口 進一

令和 2 年 度

丹波市一般会計補正予算

(第 1 号)

専決処分

令和 2 年度丹波市一般会計補正予算（第 1 号）

令和 2 年度丹波市の一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 30,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 33,630,000 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 4 月 1 日専決

丹波市長 谷口 進一

歳入歳出予算補正

第1表
1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
19 繰入金		1,695,490	30,000	1,725,490
	2 基金繰入金	1,695,487	30,000	1,725,487
歳入	合 計	33,600,000	30,000	33,630,000

(単位：千円)

2 歳 出	款	項	補正前の額	補正額	計
7 商工費			1,149,295	30,000	1,179,295
	1 商工費		1,149,295	30,000	1,179,295
	歳 出	合 計	33,600,000	30,000	33,630,000

令和 2 年 度

丹波市一般会計

補正予算(第 1 号)専決処分に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
19 繰入金	1,695,490	30,000	1,725,490
歳入合計	33,600,000	30,000	33,630,000

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特 定 財 源	一 般 財 源	
					国県支出金	地方債
7 商工費	1,149,295	30,000	1,179,295			30,000
歳出合計	33,600,000	30,000	33,630,000			30,000

2 歳 入
 (19 款) 繰 入 金
 (2 項) 基金繰入金
 (単位：千円)

19	款 項 目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
	繰入金	1,695,490	30,000	1,725,490			
2	基金繰入金	1,695,487	30,000	1,725,487			
	1 財政調整基金繰入金	743,000	30,000	773,000	1 財政調整基金繰入金	30,000	・ 財政調整基金繰入金

3 歳出
 (7 款) 商工費
 (1 項) 商工費

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				区 分	節 金 額	説 明
				特 定 財 源	地方債	その 他	一般財源			
7										
1	1,149,295	30,000	1,179,295				30,000			
	1,149,295	30,000	1,179,295				30,000			
2	728,847	30,000	758,847				30,000		1201 商工振興事業 18 負担金補助及び交付金 (30,000) 中小企業経営改善資金信用保証料 補助金 (30,000)	

承認第4号

令和2年度丹波市一般会計補正予算（第2号）の専決処分の承認を求めることについて

令和2年度丹波市一般会計補正予算（第2号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和2年5月12日提出

丹波市長 谷口 進一

専決第11号

令和2年度丹波市一般会計補正予算（第2号）の専決処分について

新型コロナウイルス感染拡大防止のために必要な物資等を早急に購入する必要があるため、令和2年度丹波市一般会計補正予算（第2号）を決定する必要が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和2年4月16日専決

丹波市長 谷口 進一

令和 2 年 度

丹波市一般会計補正予算

(第 2 号)

専決処分

令和 2 年度丹波市一般会計補正予算（第 2 号）

令和 2 年度丹波市の一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 24,240 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 33,654,240 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 4 月 16 日 専決

丹波市長 谷口 進一

第 1 表 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		3,136,314	7,000	3,143,314
19 繰入金	2 国庫補助金	549,572	7,000	556,572
	2 基金繰入金	1,725,490	17,240	1,742,730
歳入	合計	1,725,487	17,240	1,742,727
	合計	33,630,000	24,240	33,654,240

(単位：千円)

2 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		3,914,587	5,900	3,920,487
	1 総務管理費	3,277,472	5,900	3,283,372
3 民生費		10,274,937	7,000	10,281,937
	2 児童福祉費	4,619,730	7,000	4,626,730
10 教育費		3,565,063	11,340	3,576,403
	1 教育総務費	641,734	11,340	653,074
歳 出	合 計	33,630,000	24,240	33,654,240

令和 2 年 度

丹波市一般会計

補正予算(第2号)専決処分に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	3,136,314	7,000	3,143,314
19 繰入金	1,725,490	17,240	1,742,730
歳入合計	33,630,000	24,240	33,654,240

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		一般財源
				国県支出金	地方債	
2 総務費	3,914,587	5,900	3,920,487			5,900
3 民生費	10,274,937	7,000	10,281,937	7,000		
10 教育費	3,565,063	11,340	3,576,403			11,340
歳出合計	33,630,000	24,240	33,654,240	7,000		17,240

2 歳 入

(15 款) 国庫支出金
(2 項) 国庫補助金

(単位：千円)

15	款 項 目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
	国庫支出金	3,136,314	7,000	3,143,314			
2	国庫補助金	549,572	7,000	556,572			
	2 民生費国庫補助金	178,803	7,000	185,803	2 児童福祉費 補助金	7,000	・ 保育対策総合支援事業費補助金
19	繰入金	1,725,490	17,240	1,742,730			
	基金繰入金	1,725,487	17,240	1,742,727			
2	1 財政調整基金繰入金	773,000	17,240	790,240	1 財政調整基金繰入金繰入金	17,240	・ 財政調整基金繰入金

3 歳 出
 (2 款) 総務費
 (1 項) 総務管理費

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	区 分	節 金 額	説 明
				特 定 財 源	地方債	その他				
2	総務費	5,900	3,920,487			5,900				
1	総務管理費	5,900	3,283,372			5,900				
2	文書広報費	300	28,425			300	10 需用費	188	0202 広報広聴事業 10 需用費 (188)	
							11 役務費	112	印刷製本費 (188) 11 役務費 (112) 広告料 (112)	
5	財産管理費	600	152,336			600	10 需用費	600	0511 感染症予防対策事業 10 需用費 (600)	
									消耗品費 (600)	
13	災害対策費	5,000	74,323			5,000	10 需用費	5,000	1307 感染症予防対策事業 10 需用費 (5,000)	
									消耗品費 (5,000)	

(3 款) 民生費
(2 項) 児童福祉費

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源		一 般 財 源	区 分	金 額		
				国 県 支 出 金	地 方 債				そ の 他	
3										
2	10,274,937	7,000	10,281,937	7,000						
	4,619,730	7,000	4,626,730	7,000						
4	2,627,185	7,000	2,634,185	7,000			19 扶 助 費	7,000	2414 幼 児 教 育 ・ 保 育 推 進 事 業	7,000
									19 扶 助 費	(7,000)
									保 育 環 境 改 善 等 事 業 補 助 金	(7,000)

(10 款) 教育費
(1 項) 教育総務費

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			区 分	金 額	説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	節			
10									
教育費	3,565,063	11,340	3,576,403						
1 教育総務費	641,734	11,340	653,074						
5 学校保健体育振興費	32,011	11,340	43,351			10 需用費	11,340	1502 施設感染症予防対策事業 11,340	
								10 需用費 (11,340)	
								消耗品費 (11,340)	